

提 供 日 2026/08/07
タイトル 建設業者に対する監督処分
担 当 交通基盤部 建設経済局建設業課
連 絡 先 建設業班 望月
TEL 054-221-3058



建設業者に対する監督処分

1 処分を受けた者

商 号 有限会社井上建設興業
所 在 地 裾野市大畑189-5
許 可 番 号 静岡県知事一般建設業許可第36767号
許 可 業 種 土木工事業、大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、
石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業

2 処分内容

建設業許可の取消し

3 監督処分を行った日

令和8年8月7日

4 処分理由

有限会社井上建設興業の役員が、刑法第204条の罪により、令和7年9月9日に沼津簡易裁判所から罰金30万円の刑を受け、令和7年9月26日、その刑が確定した。

このことが、建設業法第8条第12号（役員等のうちに、同条第8号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当し、同法第29条第1項第2号に該当する。

